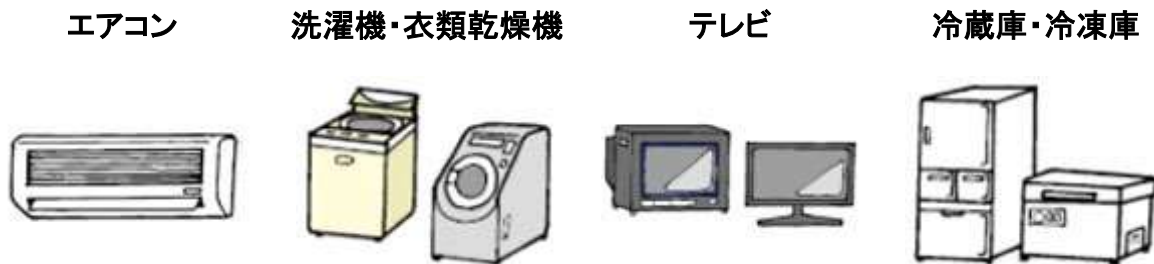


家電 4 品目(家電リサイクル法対象機器)の処分について

家電 4 品目は、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫のことをいい、これらは家電リサイクル法に基づきリサイクルすることが義務づけられています。引き取りの際には、家電リサイクル券(郵便局で販売)、運搬料が必要であり有料となります。



※詳細は、家電リサイクル券センター(電話:0120-31-9640)にお問い合わせください。

廃棄の方法

①家電販売店で買い替える場合

新しい商品を購入するお店で引き取ってもらいましょう。家電販売店において対象品を購入する際に、購入したものと同種の対象品の引き取りを求めた場合(テレビを購入し、古いテレビの引き取りを求めた場合など)、当該家電販売店はこれを引き取る義務があります。

②処分のみの場合

【1】購入したお店がわかる場合、購入したお店で引き取ってもらいましょう。

【2】購入者お店がわからない、またはお店が遠方にある場合、次の取扱店に引き取りを依頼してください。

取扱店名	所在地	電話
サワガシラ電器	木祖村大字小木曾 162 番地	36-3127
コガイト管球サービス	木祖村大字小木曾 500 番地 13	36-3166

いずれの場合も事前に該当するお店にお問い合わせください。

家電 4 品目の適切処理にご協力ください。

お問合せ先: 木祖村役場住民福祉課 環境衛生担当

TEL: 0264-36-2001 FAX: 0264-36-3344